

処分を受けた 職 員	西消防署 消防士 西川 泰誠 24 歳 男性
処分の年月日	令和 6 年 8 月 30 日
処 分 の 種 類 及 び 程 度	停職 3 月（懲戒処分）
根 拠 法 令 及 び 条 項	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
処 分 の 理 由	令和 5 年 12 月 28 日に愛知県迷惑行為防止条例違反事件を起こしたことは、市民の消防に対する信頼を大きく失墜させた行為であり、地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止規定に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するものである。